

定員に達しましたので、募集を締め切りました。

「5トン未満クレーン（移動式クレーンを除く）の運転業務」特別教育のご案内

（一般社団）鳥取県労働基準協会中部支部

つり上げ荷重5トン未満の運転業務に労働者を就かせるときは、労働安全衛生法第59条第3項（労働安全衛生規則第36条、クレーン等安全規則第21条）により、特別教育の実施が義務付けられております。

つきましては、標記業務に係る特別教育を下記により実施することとしましたので、標記業務に従事する労働者或いは従事することが予定されている労働者は、もれなく受講されますようご案内申し上げます。

記

1. 日時及び場所

①学科 日時 令和5年9月13日（水） 9:00~16:00（受付 8:45から）

令和5年9月14日（木） 9:00~12:00

場所 伯耆しあわせの郷（倉吉市小田458）

②実技 日時 令和5年9月15日（金）（午前の班）8:30~12:30（午後の班）13:30~17:30

場所（株）井木組 資材倉庫（東伯郡琴浦町赤碕1842）

※ 実技は、午前・午後の2班分けて実施。班分け・服装等については、学科当日に説明します。

2. 教育日程

開催日	科目	時間
学科 9月13日	①クレーンに関する知識 ②原動機及び電気に関する知識	9:00~16:00
学科 9月14日	③クレーンの運転に必要な力学に関する知識 ④関係法令	9:00~12:00
実技 9月15日	①床上操作式クレーンの運転のための合図 ②床上操作式クレーンの運転	（午前の班）8:30~12:30 （午後の班）13:30~17:30

3. 受講料（テキスト代及び税を含む。）

鳥取県労働基準協会員（学科、実技） 1人 17,000円

非協会員（学科、実技） 1人 19,000円

4. 申込方法

令和5年9月4日（月）までに、別紙「受講申込書」により、郵送又はFax（0858-22-9054）で当協会中部支部へお申し込み下さい。受講料は申込み締切日までに、ご持参、現金書留又は銀行振込によりお支払い願います。

口座番号 鳥取銀行倉吉支店（普）0207231

名義人（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

5. 定員 40名（定員に達し次第、募集を締め切ります。）

6. その他

- （1）協会発行の「特別教育等受講者記録」（受講証）をお持ちの事業場は、受講初日ご持参のうえ「受付」の際にご提出願います。なお、受講者には、各人ごとに修了証を交付します。
- （2）受講者への受講票は発行しませんので、開始時刻までに会場にお越し下さい。
- （3）受講申込み後の取消し（欠席を含む。）は、9月4日（月）までに連絡があった場合を除き、受講料はお返しできませんので、ご了承下さい。
- （4）感染症拡大防止のため、受講者間の距離の確保・換気の実施等の措置を講じておりますが、受講に際しては、①咳・発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は受講をご遠慮願います。②手洗い（アルコール消毒液を設置）、咳エチケット等の感染防止のご協力をお願いします。
- （5）この「5トン未満クレーン運転業務特別教育」は、「人材開発支援助成金」（建設労働者技能実習コース）の対象になり得るものであり、支給要件に該当すれば助成金を受けることができます場合があります。（詳細は鳥取労働局職業安定課にお問合せ下さい。TEL: 0857-29-1707）

（6）申込み・問合せ先

〒682-0811 倉吉市上灘町115-1（有）河崎組3階

（一社）鳥取県労働基準協会中部支部

TEL・FAX 兼用 0858-22-9054